



立山町公告第 13 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 26 日

立山町長 舟 橋 貴 之



記

1. 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区

- (1) 東谷地区
- (2) 釜ヶ淵地区

2. 変更内容

- (1) 農業を担う者を新たに目標地図に位置付けるもの